

山形県 被災建築物応急危険度判定 通信

平成10年2月



発行／山形県土木部建築住宅課

応急危険度判定士 828名に

平成9年度応急危険度判定講習会が、さる9月26日開催され、1月17日現在の登録者が828名に達しました。1000名の登録を目標に来年度、第4回目の講習会を予定しています。なお、次回で一区切となりますので未受講の方が周囲にいましたら、受講の勧め方等よろしくお願ひします。

判定従事者に対する補償制度が創設

民間判定士が判定活動中に傷害等を受けた場合の補償について、全国被災建築物応急危険判定協議会（事務局：財日本建築防災協会）が複数の保険会社からなる団体と国内旅行保険契約を締結する。

- ①損害補償額
死亡 2,000万円/人 入院 5,000円/人・日
通院 3,000円/人・日
- ②補償期間
6泊7日（活動期間中、自宅に帰宅する場合自宅にいる時間を除く）
- ③天災特約保険付き
- ④個人賠償保険
加入する（1件 対人・対物とも1億円）

経費は各都道府県が、負担します。

※山形県も平成10年度より加入予定。



山形県被災建築物

応急危険度判定士登録証

写真

氏名
生年月日
登録番号
登録年月日
有効期限

山形県知事印

(登録証)

(応急危険度判定士)

県版

判定要綱の骨子が固まる

『山形県被災建築物応急危険度判定要綱』（案）が策定され、現在県の防災計画との調整作業を行っているところです。それによれば

- ①判定の実施について市町村が決定する。
- ②実施主体は原則市町村であるが、自ら実施することが困難な場合県に対し実施を要請することができる。
- ③応急危険度判定士を確保するため県が認定し、台帳を作成し管轄する市町村に配布する。
- ④県は、(社)山形県建築士会への協力要請を行う。またこのことについて協定を締結する。

となっており、平成10年の早い時期には施行される予定となっています。

応急危険度判定結果	
危険 UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後して下さい	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
<input type="text"/>	災害対策本部 電話 -

「危険」（赤紙）

応急危険度判定結果	
要注意 LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
<input type="text"/>	災害対策本部 電話 -

「要注意」（黄紙）

応急危険度判定結果	
調査済 INSPECTED	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
<input type="text"/>	災害対策本部 電話 -

「調査済」（緑紙）

判定結果の意味

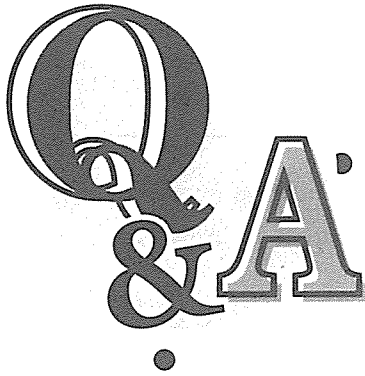
「危険」は、その建築物に立ち入らないこと。

判定結果の意味

「要注意」は、立ち入りには十分注意すること。

判定結果の意味

「調査済」は、建築物は使用可能。



Q. 応急危険度判定と被害調査は同じものか？

A. 応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊・部材の落下等から住民の安全を確保するため、応急的に建物の安全性をチェックするもので、被害調査は、建築物の資産価値的な面を調査するので、応急危険度判定とは、視点が異なります。

Q. 判定対象建築物は全ての建築物を行うのか？

A. 応急危険度判定は、原則として全ての建築物を行います。各市町村により実施方法が異なります。たとえば、地域や判定対象建築物を限定して実施する場合があります。

過去の応急危険度判定

◎地震名	兵庫県南部地震	発生日	平成7年1月17日
判定実施主体	兵庫県、神戸市、阪神間(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、芦屋市)、明石市、淡路地区		
判定地区	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、芦屋市、明石市、淡路地区		
判定対象建築物	全ての共同住宅及び長屋 <small>一次調査は用途、規模関係なく実施</small>	判定実施期間	平成7年1月18日から平成7年2月9日まで
判定人数	約 6,468人	判定棟数	46,610棟
判定結果	調査済 30,832棟	要注意 9,302棟	危険 6,476棟

◎地震名	新潟県北部の地震	発生日	平成7年4月1日
判定実施主体	新潟県、笹神村		
判定地区	笹神村		
判定対象建築物	住宅	判定実施期間	平成7年4月2日
判定人数	12人(県職員)	判定棟数	342棟
判定結果	調査済 261棟	要注意 61棟	危険 20棟

◎地震名	宮城県北部地震	発生日	平成8年8月11日
判定実施主体	宮城県、鳴子町		
判定地区	鳴子町		
判定対象建築物	住宅	判定実施期間	平成8年8月14日、16日
判定人数	34人(県、町職員、民間)	判定棟数	169棟
判定結果	調査済 127棟	要注意 36棟	危険 6棟

◎地震名	鹿児島県薩摩地方を震源とする地震	発生日	平成9年3月26日 平成9年5月13日
判定実施主体	鹿児島県、宮之城町、鶴田町		
判定地区	宮之城町、鶴田町		
判定対象建築物	木造住宅	判定実施期間	平成9年4月11日、5月17日 6月4日、6月5日
判定人数	220人(県、町職員、民間)	判定棟数	2,048棟
判定結果	調査済 1,507棟	要注意 452棟	危険 89棟

お問合せ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県土木部建築住宅課建築指導係

TEL 023-630-2651
FAX 023-630-2639